

事務連絡
令和3年1月6日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団日本バス協会
理事長 石指 雅啓

「GoToトラベル事業」の一時停止措置等に係る
キャンセル料の配分の考え方について(周知依頼)

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。「GoToトラベル事業」については、新型コロナウイルス感染再拡大により12月28日から1月11日までの間、全国を対象に一時停止措置が講じられております。また、その期間のツアーや宿泊に関するキャンセルについては、GoToトラベル事務局より旅行会社に一律で旅行代金全体の50%相当分(上限2万円/人泊)が支払われることとなっています。

こうした中で、GoToトラベル事務局より、一時停止措置等に係るキャンセル料の配分の考え方について別添のとおり示されています。なお、札幌市、大阪市、東京都、名古屋市及び広島市に係る12月27日までの一時停止等の措置に関しても同様の扱いになります。このことについて、貴協会においてご了知いただくとともに、貴協会会員事業者にも周知いただくようお願いいたします。

記

年末年始の一時停止の措置に関しては、GoToトラベル事務局から旅行会社に支払われる旅行代金全体の50%相当分(上限2万円/人泊)について、旅行会社から、当該旅行商品に含まれるサービスを提供する宿泊事業者、交通事業者、観光施設等に対し、「その旅行が実施されていれば、それぞれの者に支払われるべきであった額」の割合に応じて配分されます。また、札幌市、大阪市、東京都、名古屋市及び広島市に係る12月27日までの一時停止等の措置に関しても、事務局から旅行会社に支払われる旅行代金全体の35%相当分(上限1万4千円/人泊)について、旅行会社から、それぞれの者に対し、「その旅行が実施されていれば、それぞれの者に支払われるべきであった額」の割合に応じて配分されます。

なお、詳しくはGoToトラベル事業のHPでご確認いただくとともに、不明な点に関しては、HPに記載のあるGoToトラベル事務局に問合せいただきますようお願いいたします。
(<https://biz.goto.jata-net.or.jp/info/2020122503.html>)

以上